

テーマ： 個人立診療所の事業承継について（親子間承継） - 1

Q： 私は個人でもって診療所を経営している院長で現在 60 歳です。医療法人ではなく、今後も医療法人化する予定はありません。診療所の土地・建物は私個人が所有しています。今後 10 年の間に息子に院長の座を譲りたいと考えていますが、注意すべきこと・今から検討すべきこととして具体的にどのようなことがあげられますか。

A： 個人事業の承継の場合には、「廃業届」と「開業届」の両方の手続きが必要

個人立診療所の場合は、親子間の事業承継であっても、開設者・管理者が代わりますので、現院長（院長先生）の「廃業」と新院長（ご子息）の「開業」手続きが、保健所・厚生局・税務署・年金事務所・ハローワーク・労働基準監督署、他所轄庁に対して必要となります。

また、新院長が、開業した年分から青色申告を適用するためには、開業してから 2 ヶ月以内に「所得税の青色申告の承認申請書」を所轄税務署長に提出しなくてはなりません。（1 月 1 日～1 月 15 日までに開業した場合には 3 月 15 日が提出期限になります。また、相続発生による事業承継の場合には、相続発生日により提出期限が異なります。相続発生日が 1 月 1 日～8 月 31 日の場合、青色申告承認申請書の提出期限は相続発生日から 4 ヶ月以内となります。）

1. 個人立診療所の親子間承継のポイント（生前の事業承継）

今回の記事では、個人立診療所の親子間承継のポイントを取りあげます。詳細については次回以降の記事にて紹介致します。

①土地・建物の承継

現院長が診療所の土地・建物を所有されている場合には、後継者に「贈与」「売却」「賃貸」を行うこととなります。事業承継後のライフプランや所得税・住民税・贈与税・相続税等の負担発生も鑑みながら、「いくらで売却するか」「使用貸借にするか（ゼロ円で貸し借りするか）」「賃料をもらうのであればいくらで貸し借りするか」等を慎重に検討していく必要があります。

さらに、土地については、「小規模宅地等の評価減の特例」が適用できる場合がありますので、「建物は売る・土地は賃貸にして相続が発生したときに子へ相続させる（生前に遺言書を作成しておく）」という選択肢も出てきます。

②医療機器の承継

医療機器や備品類も現院長から新院長へ「売却」「贈与」「賃貸」されることとなります。医療機

器等を売却した場合には総合譲渡による所得税の課税関係が、また、賃貸であれば、現院長と新院長が生計を一にするか否かで課税関係が異なります。(生計を別にしていれば、賃貸料を収受する現院長側では雑所得、賃貸料を支払う新院長側では必要経費を計上。)

③職員の継続雇用（再雇用）

これまで現院長のもとで勤務してきたスタッフを継続雇用（再雇用）するのか新しいスタッフを新規採用するのか、という選択肢も出てきます。退職金制度がある病医院にてスタッフを継続雇用（再雇用）するとした場合、現院長時代の勤務にかかる退職金を一旦支払うのか、承継前の期間も勤続年数に含めて（加算して）新院長のもとで将来実際に退職した際に退職金を支払うのか、の判断も必要となってくるため、前もってスタッフとの十分なコミュニケーションも必要となります。

2. 現院長の相続発生による事業承継の場合

相続が発生してからの承継（院長の交代）は、生前承継のように「贈与」「売却」「賃貸」という選択肢は無く、ご遺族（相続人）の誰がどの財産を相続するかという問題になります。事業用の土地・建物が後継者にスムーズに承継されるように、一定の事業用財産の生前贈与や遺言書の作成も含めて、万が一のことを想定しての事前準備も大事になってきます。

小野瀬会計 医業福祉経営専門部